

中東地域への自衛隊派遣に抗議する会長声明

- 1 政府は、2019年12月27日に中東アデン地域に護衛艦1隻を派遣し、ソマリア沖に派遣中の固定翼哨戒機P-3Cを活用することを閣議決定した。

政府は、自衛隊派遣の根拠として、防衛省設置法第4条第1項第18号（「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」）を挙げている。

しかし、防衛省設置法は組織法である。同法第4条は、防衛省のつかさどる事務を定めたものであり、自衛隊の具体的な任務、行動の根拠とすることはできない。

本来、自衛隊の任務、行動及び権限等は、日本国憲法の徹底した恒久平和主義（前文、第9条第1項、第2項）の下、「自衛隊法の定めるところによる。」（防衛省設置法第5条）とされ、これを受けて自衛隊法は、1条において、「この法律は、自衛隊の任務、・・・自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。」と規定する。

そして、自衛隊法は、「調査研究」の対象となる分野を限定的に定めている。（例えば、「学校」（第25条1項）、「補給所」（第26条1項）、「病院」（第27条1項）、「教育訓練研究本部」（第27条の2第1項第3号）等。）

今回の護衛艦および哨戒機の派遣は、上記の自衛隊法上のいずれの「調査研究」にも該当しないものである。かかる派遣の根拠を組織法たる防衛省設置法第4条第1項第18号に求めることが許されるならば、自衛隊の活動を制限し、歯止めをかけることができなくなる。

これは、法治主義を潜脱するものであるばかりか、憲法によって国家機関の活動を制限する立憲主義の要請にも反するものである。

- 2 政府の護衛艦等派遣の閣議決定後、2020年1月3日、米軍はイラン革命防衛隊の司令官であるガラム・ソレイマニ將軍をドローンによる爆撃により殺害した。これに対し、同月8日、イランはイラク国内の米軍基地へ弾道ミサイル数十発を発射し、攻撃を加えた。

かかる情勢の下、河野防衛大臣は、同月10日、護衛艦および哨戒機の派遣命令を出し、中東地域へ自衛隊派遣を強行した。

現時点で米国とイランとの大規模な戦闘は開始されていないが、情勢は流動的であり、派遣された自衛隊が戦闘に巻き込まれ、憲法第9条1項の禁止する「武力の行使」に発展する事態すら生じかねない。

こうした情勢の下で自衛隊を派遣することは、憲法の定める恒久平和主義の趣旨を逸脱するものである。

- 3 当会は、立憲主義、恒久平和主義を堅持する立場から、今般の自衛隊の中東地域への

派遣に反対し、すみやかに撤退することを求めるものである。

以 上

2020年(令和2年)3月16日

茨城県弁護士会

会 長 根 本 信 義